

1 土地売買等届出（事後届出制）について

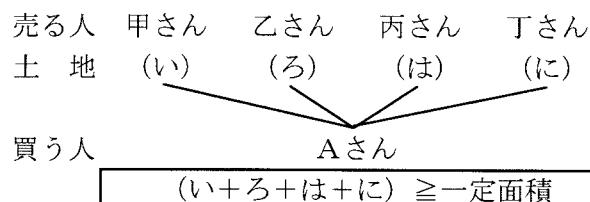
一定面積以上の一団の土地について、**売買等の取引**の契約をした場合には、権利取得者は、契約後2週間以内に届け出が必要です。

- 売買
- 共有持分の譲渡
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 交換
- 予約完結権、買戻権等の譲渡
- 地上権、賃貸借権等の設定、譲渡

※なお、これらの取引の予約の場合にも届出が必要です。

●一団の土地

い	ろ
は	に



2 届出書の様式

- (1) 土地売買等届出書 ····· 4部複写
- (2) 添付書類等 ····· 次表参照

3 届出の場所

土地の所在する市町村の国土利用計画法担当窓口に提出してください。

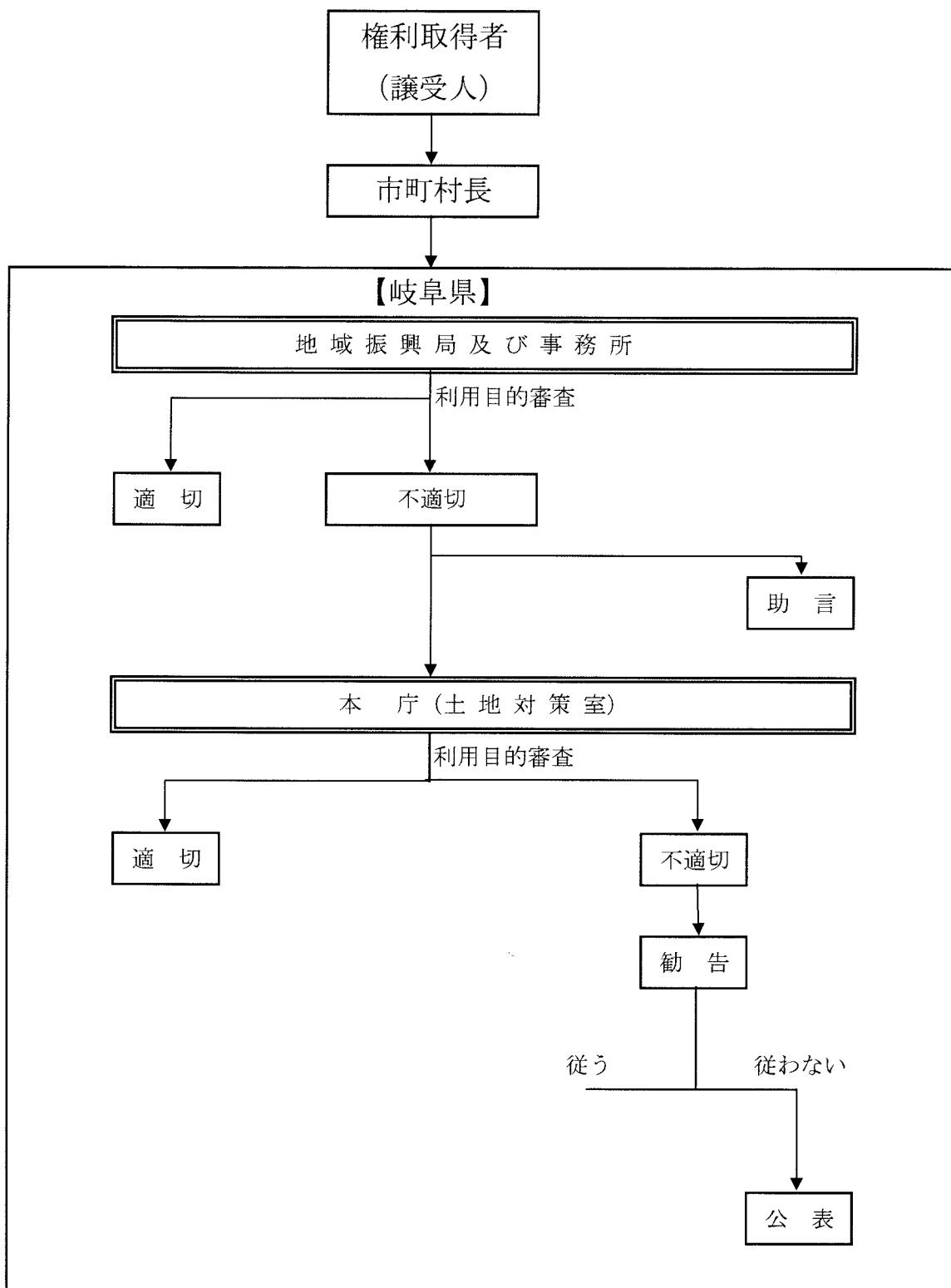
届出に必要な添付書類

提出書類	備考	部数
土地売買等届出書	3部複写。	3

添付書類	備考	部数
1 位置図	縮尺5万分の1以上の地形図	3
2 付近の状況図	縮尺5千分の1以上の図面（住宅地図でも可）	3
3 見取図	土地の形状を明らかにした図面 (公図の写しでも可)	3
4 契約を証する書類	届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又は これに代わるその他の書類	3

- (1) 届出書は、同一の権利取得者（譲受人）、譲渡人の間において締結した契約ごとに必要です。
- (2) 届出を要する「一定面積以上」の判断にあたっては、『一団の土地』に注意してください。個々の取引面積は小さくても、権利取得者（譲受人）が取得した土地を合計すると一定面積以上になる一団の土地取引は、個々の契約について、契約の都度届出が必要です。
- (3) 届出書には、権利取得者（譲受人）の実印を押印してください。

4 事後届出制の流れ



- (4) 届出を代理人名で行おうとするときは、代理権の範囲を明確にした委任状を添付してください。委任状は届出の権利取得者の実印を押印し、代理人も押印してください。このとき届出書上の名義は「〇〇代理人△△」となり、印鑑は「代理人△△」のみが必要となります。この場合の代理人の印は実印でなくともいいですが、委任状に押印したものと同じ印鑑を使用してください。
- * 単に仲介する不動産業者は、上記の代理人には該当しません。
- (5) 届出書の記載欄に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ、届出者の印で割印をしてください。
- (6) 権利取得者（譲受人）又は譲渡人が状有である場合、共有する者全員の住所・氏名の記載、権利取得者（譲受人）が共有である場合のみ押印が必要です。
- (7) 届出書は、取引した土地の所在する市町村の窓口に提出してください。市町村では、届出書の記載、添付書類に不備・誤り等がないかを審査したうえで不備等がなければ提出された副本1部に受理印を押印し返却します。
- (8) 届出書は、市町村で正式に受理された後、県において利用目的の審査を行います。
- (9) 県で審査した結果、利用目的が土地に関する計画等に適合しない場合等には、助言・勧告を行います。
- (10) 県で審査した結果、利用目的が適正と認められた場合、原則として勧告しない旨の通知書は交付しません。受理日から起算して3週間以内に勧告及び審査期間延長に係る通知がない場合には、不勧告であったものとみなしてください。（勧告しない旨の通知書が必要となった場合には、その旨書面にて申し出してください。）
- (11) 勧告を受けた権利取得者は、勧告に基づき講じた措置について報告していただきます。勧告に従っていただけないときは、その旨を、公報・マスコミ等を通じて公表します。
- (12) 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。